

案

答 申 書

平成 年 月 日

久喜宮代衛生組合
管理者 田中暄二 様

久喜宮代衛生組合
廃棄物減量等推進審議会
会 長 小 山 康 弘

平成25年2月8日付け久宮衛減第2910号をもって諮問された事項1の「し尿・浄化槽汚泥等の収集体制及び手数料について」について、次のとおり答申します。

記

久喜宮代衛生組合が所管するし尿の収集体制については、久喜宮代清掃センター管内では、「委託方式」による収集であり、八甫清掃センター管内では、「許可方式」による収集というように、それぞれの清掃センターで異なります。

このままの体制を継続していくことは、手数料の取り扱いについて住民間に不公平感があることから、早急に是正をする必要があります。

こうしたことから、収集体制と手数料の取り扱いについて、効率的な運営を図るため、当廃棄物減量等推進審議会で検討して参りました。

収集手数料の取り扱いについては、合併処理浄化槽、公共下水道、農業集落排水の手数料同様、受益者負担を基本に考えていく必要があります。また、収集手数料の額の検討にあたっては、県内の他の自治体で徴収している収集手数料との均衡を考慮しながら、徴収対象となる住民への負担も十分に配慮すべきと考えます。

これらを配慮しながら慎重に検討した結果、当組合で所管するし尿の収集体制及び収集手数料については、住民の不公平感を解消するため、はじめに収集手数料を八甫清掃センターで収集を許可した事業者が徴収している手数料を基本に3年間で段階的に統一し、手数料の統一とあわせて収集体制を「許可方式」に移行することが適当であるとの結論に至りました。

付 記

継続的にし尿の汲み取りを行うことは、近隣住民に対し環境衛生の面で負荷を与える恐れがあるとともに、近年多発している局地的大雨により便槽から汚水が溢れることで周辺の環境を汚染する可能性があることから、し尿の適正処理のため、次のことを要望します。

1. 公共下水道や農業集落排水による処理が可能な区域については、速やかに接続していただけるよう構成市町の担当部局と連携を図ること。